

1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、キャバレー等、飲食店等

指定場所	禁止行為	許可基準
重大違反		1 現に重大違反対象物でないこと。
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 不燃性の吸殻容器が設けられていること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 5 幕類、大道具用の合板が防災処理されていること。
客席		認めない。
舞台	裸火使用	1 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 2 幕類、大道具等の合板が防災処理されていること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 6 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。 7 使用量は、演技上必要最小限であること。 8 火花を発するものは、飛散距離が 2 メートル以内であること。 9 火炎を有するものは、火炎長が概ね 20 センチメートル以内であること。 10 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。 11 電気器具は、1 個につき定格消費電力が 2 キロワット以下であること。 12 気体燃料を使用する設備又は器具は、カートリッジ式に限ること。
客席	危険物品の持ち込み	1 防火上、避難上及び通行の支障とならないこと。 2 転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 幕類、大道具等の合板が防災処理されていること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 6 危険物は、危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 7 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第 7 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 8 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される容器入り可燃性ガスに限る。）は、ガス総重量 0.5 キログラムに相当する個数未満であること。 9 火薬類（打上煙火を除く。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回（ワンステージとする。）の使用につき次の個数未満であること。 (1) 0.1 グラム以下のものは 50 個 (2) 0.1 グラムを超え 15 グラム以下のものは 10 個 10 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危政令別表第 3 に定める特殊引火物、アルコール類及び第 1 石油類に該当する発煙剤を用いるものは、持ち込み禁止とする。）については、次によること。 (1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。 (2) 当該機器に対する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。
公衆の出入りする部分	危険物品の持ち込み	1 防火上、避難上及び通行の支障とならないこと。 2 転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 5 危険物は、危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 6 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第 7 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 7 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される容器入り可燃性ガスに限る。）は、ガス総重量 5 キログラムに相当する個数未満であること。 8 火薬類は、がん具用煙火（クラッカーに限る。）で総薬量が 0.1 キログラム未満であること。

2 百貨店等

指定場所	禁止行為	許可基準
	重大違反	1 現に重大違反対象物でないこと。
売場	喫煙	認めない。
	裸火使用	1 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 2 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 3 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 4 避難経路上の出入口及び階段等から水平距離 2 メートル（大規模百貨店等にあつては 3 メートル）以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 5 危険物その他易燃性の可燃物から水平距離 5 メートル以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 6 電気を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。 (1) 特性、性能が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 (2) 電気配線は、関係法令に基づき適正に施工されていること。 7 気体燃料を熱源とする火気使用設備又は器具は、次によること。 (1) 液化ガスを使用する場合は、カードリッジ式に限ること。 (2) 特性、性能が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 (3) 消費量は、1 個につき 60,000 キロカロリー毎時以下、総消費量は許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算し 300,000 キロカロリー毎時以下であること。（ただし、自動消火装置を設置した部分は、合算しないものとする。） 8 ガス流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること。（カートリッジ式を除く。） 9 固形燃料を熱源とする火気使用設備又は器具について、使用量は、許可単位ごとに公衆の出入りする部分と合算して、一日につき木炭 15 キログラム、練炭 10 キログラム、豆炭 5 キログラム以下であること。 10 火気使用場所の広さは、各階ごとの売場面積の 30 分の 1 以下であり、かつ、その面積が 100 平方メートルを超えないこと。（ただし、火気使用場所にスプリンクラー設備又は水噴霧消火設備等が設置されている場合は、この限りでない。） 11 火気使用設備又は器具は、作業に必要な面を除き、次のように三方を囲うこと。 (1) 個々の設備又は器具の消費量が 25,000 キロカロリー毎時以下のものにあつては、設備又は器具から 60 センチメートル以上の高さまで不燃材料で囲う。 (2) 個々の設備又は器具の消費量が 25,000 キロカロリー毎時を超え 60,000 キロカロリー毎時以下のものにあつては、床面から 1.7 メートル以上の高さまで不燃材料で囲う。 (3) (1)及び(2)において、鉄板焼、湯沸設備、簡易湯沸器等、炎が直接外部に露出していない設備又は器具については、囲いを省略することができる。
展示部分		
公衆の出入りする部分		
	危険物品の持ち込み	1 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 2 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 3 避難経路上の出入口及び階段等から水平距離 2 メートル（大規模百貨店等にあつては 3 メートル）以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 4 火気使用場所から水平距離 5 メートル以上離れていること。（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。） 5 危険物は、危政令別表第 3 に定める指定数量の 5 分の 1 未満であること。 6 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第 7 に定める数量の 5 分の 1 未満であること。 7 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される容器入り可燃性ガスに限る。）は、許可単位ごとにガス総重量 20 キログラムに相当する個数未満であること。 8 火薬類（がん具用煙火に限る。）は、次によること。 (1) 売場においては、許可単位ごとに総薬量が 10 キログラムに相当する個数未満であること。 (2) バックヤードを含めて、許可単位ごとに総薬量 25 キログラム以下とすること。なお、5 キログラム以上 25 キログラム以下のがん具用煙火の取扱い及び貯蔵については、条例第 26 条の規定に従うこと。

3 旅館、ホテル

指定場所	禁止行為	許可基準
重大違反		1 現に重大違反対象物でないこと。
舞台	喫煙	1 演技上、必要なものに限ること。 2 不燃性の吸殻容器が設けられていること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 5 幕類、大道具用の合板が防火処理されていること。
	裸火使用	1 可燃物の転倒又は落下等のおそれがないこと。 2 幕類、大道具等の合板が防火処理されていること。 3 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 4 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 5 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 6 使用する裸火の特性、性能等が明確であること。 7 使用量は、演技上必要最小限であること。 8 火花を発するものは、飛散距離が 2 メートル以内であること。 9 火炎を有するものは、火炎長が概ね 20 センチメートル以内であること。 10 曲芸又は奇術等で使用する特殊な炎の大きさは、必要最小限とし、その特性、性能等が確認されていること。 11 電気器具は、1 個につき定格消費電力が 2 キロワット以下であること。 12 気体燃料を使用する設備又は器具は、カートリッジ式に限ること。
	危険物品の持ち込み	1 防火上、避難上及び通行の支障とならないこと。 2 転倒又は落下等のおそれがないこと。 3 幕類、大道具等の合板が防火処理されていること。 4 従業員等による監視、消火等の体制が講じられていること。 5 適応する消火器（能力単位 2 以上）が 1 個以上付加設置されていること。 6 危険物は、危政令別表第 3 に定める指定数量の 100 分の 1 未満であること。 7 指定可燃物のうち、可燃性固体類及び可燃性液体類は、条例別表第 7 に定める数量の 100 分の 1 未満であること。 8 可燃性ガス容器（ガス法の適用を除外される容器入り可燃性ガスに限る。）は、ガス総重量 0.5 キログラムに相当する個数未満であること。 9 火薬類（打上煙火を除く。）は、火薬類の原料をなす火薬又は爆薬の量により、1 回（ワンステージとする。）の使用につき次の個数未満であること。 (1) 0.1 グラム以下のものは 30 個 (2) 0.1 グラムを超え 15 グラム以下のものは 5 個 10 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器（危政令別表第 3 に定める特殊引火物、アルコール類及び第 1 石油類に該当する発煙剤を用いるものは、持ち込み禁止とする。）については、次によること。 (1) 特性、性能等が明確で、かつ安全性が確認されていること。 (2) 当該機器に対する知識、技術を有する専従員が取り扱うこと。